


所 管 部 課		総務部 職員課	部 長	広沢 光政		
件 名		東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について				
			区 分	○	1 審議事項	2 報告事項
関 係 事 項	条 例 規 則	東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例				
	部 課 機 関					
<p>1. 要 旨</p> <p>地方公務員災害補償法施行規則の一部改正に伴い、当市の規則もあわせて改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 第2条の5第1項第5号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」の次に「(イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)」を加える。</p> <p>(2) 施行日 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 非常勤職員が同居していない孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護のために通勤災害にあった場合、災害として認定できるようになる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに公布の事務を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。